

## 電子処方せん 国民向け説明動画 ナレーション

◆この動画では、医療機関・薬局に行った際の電子処方せんの利用方法をご紹介します。

◆処方せんはお薬をもらう時に薬局に出す紙ですよね？

電子処方せんってあまり聞いたことがないですけど。

◆これまで紙の処方せんは、患者が訪れた医療機関と薬局の間でのみやり取りされていました。

電子処方せんでは、お薬の情報をデータ化することで、対応する医療機関や薬局の間で共有ができるようになります。

◆何かいいことがあるんですか？

◆医師・歯科医師・薬剤師は、処方・調剤するお薬の中に他の医療機関で現在出されているお薬と、同じものや飲み合わせの悪いものがないかを確認しますが、これまでその確認は口頭での質問やお薬手帳を確認して行っていました。

電子処方せんのデータがあれば、過去のお薬情報の提供に同意した場合、医師・歯科医師・薬剤師は過去のお薬情報などを確認することができます。

また、処方・調剤するお薬を登録する際に自動的に同じお薬や飲み合わせの悪いものがないかシステムでチェックできるようになります。

過去のお薬情報の提供に同意があった場合、過去のどのお薬が対象かを確認することもできます。

さらに、電子的に記録されたお薬のデータを活用し、患者自身でもお薬の把握ができるようになります。

このように、電子処方せんによって安心・安全な医療が提供できるため、健康増進への第一歩となることが期待されます。

◆より良い医療が受けられそうです。ただ、なんだか難しそうです。

◆ご安心ください。対応する医療機関や薬局に行って、カードリーダーにマイナンバーカードを置いたら、後は画面の案内に沿っていただけ。

難しい操作や手間はありません。

◆健康保険証は使えますか？

◆健康保険証も利用可能です。受付の際などに電子処方せんを利用したいとお伝えください。

保険証の場合、過去のお薬情報等をデータで医師等へ共有することは出来ませんが、同じお薬やのみ合わせの悪いお薬がないかのチェックや、マイナポータルでご自身のお薬情報の確認をすることができます。

実際の流れをご説明しましょう。

まずは顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置いてください。

次に本人確認です。

「顔認証」と「暗証番号」から選択できます。

顔認証を選んだ場合は、カメラに顔を合わせます。

暗証番号を選んだ場合は、マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します。

本人確認後、過去のお薬情報の提供への同意を確認する画面が表示されます。

任意ですが、同意すると、医師・歯科医師が、あなたが過去にどんなお薬を出されたかや、特定検診の結果などを確認できるようになります。

最後に、診察後に発行される処方せんの種類を電子データか紙か選択する画面が表示されます。

紙の処方せんを選んだ場合でも、処方内容のデータは登録され、他の医療機関や薬局での

医療に活かされます。

従来どおりの処方せんが診察後に発行されますので薬局にお持ちください。

診察室に行きましょう。

診察時に特別なことをする必要はありませんが、データに基づいたより安心・安全な医療を受けることができます。

診察が終わったら会計です。

受付時に、電子処方せんを選んだ場合、従来の紙の処方せんに代わり、処方内容（控え）が渡されます。

紙の処方せんを選んだ場合は、従来どおり紙の処方せんを受け取ります。

◆電子処方箋を選んだ場合でも紙でお薬を確認できるんですね。

♠処方内容（控え）は薬局にお持ちください。

薬局でのご利用手順です。

薬局での受付も医療機関とほとんど変わりません。マイナンバーカードの場合は顔認証付きカードリーダーで操作を行ってください。

本人確認と過去のお薬情報閲覧同意までは医療機関と同じ流れです。

画面を進むと、お薬をもらうため、対象の処方せんを選択する画面が出るので、選択します。

複数の医療機関を回った後などで処方箋が複数ある場合は、全てを一括で選択することも個別に選択することも可能です。

受付は以上です。

電子処方せんによって医療機関・薬局で処方・調剤されたお薬がデータとして管理され、薬剤師は確認して調剤を行うことができます。

お薬の受け取りや会計などは今までと変わりません。

データ化されたお薬の情報はマイナポータルにアクセスして、わたしの情報、健康・医療から診療・薬剤情報を選択し、期間を選択すると、ご自身でいつでも確認することができます。

健康管理にご活用ください。

電子処方せんの対応医療機関・薬局はこちらのポスターが目印です。

◆いつも行く病院で見たことがあります。でも薬局は覚えてないです。

♠そんな時は厚生労働省のホームページでも確認ができます。

ホームページではその他にも電子処方せんに関して、詳しい情報を掲載しています。

マイナンバーカードの健康保険証利用申込に関しても掲載しているので是非ご覧ください。

以上が電子処方せんの説明です。

◆最初は少し難しそうと思ったけど、とても便利な制度ですね。

♠他にも、オンライン服薬指導の際や薬局に事前受付をする際、事前に発行される番号を伝えるだけでよくなるため、さらに手軽になります。

電子処方せんによって、より安心・安全な医療の提供を受けることが期待できます。是非ご利用ください。